特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御所市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

御所市長

公表日

令和3年12月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1)予防接種の実施及び接種履歴管理 (2)予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 (3)給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 (4)給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等対する応答 (5)予防接種実費徴収 (6)新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種・住民に対する予防接種に関する事務 (7)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
a debetator i labello de la companyo	Market State Control of the Control

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種台帳ファイル、統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	

番号法第9条第1項別表第一項番10・項番93の2

番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2

番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録シ

ステムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 (情報提供】項番16の2、16の3、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条 の2 (情報照会】項番16の2、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第 3条の2、第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先奈良県御所市1番地の3 御所市役所 総務課 電話0745-62-3001(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

<mark>連絡先 奈良県御所市1番地の3 御所市役所 総務課 電話0745-62-3001(代表)</mark>

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和3年9月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	3年9月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
<選択肢> 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	, 1 2	<選択肢>)特に力を入れてい !)十分である !)課題が残されてい			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れてい !)十分である !)課題が残されてい			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい !) 十分である !) 課題が残されてい			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	く選択肢>)特に力を入れてい り十分である り課題が残されてい			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	ウシステム]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい り十分である)) 課題が残されてい			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続し	ない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	1 2 3	<選択肢>) 特に力を入れてい !) 十分である !) 課題が残されてい			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢>)特に力を入れてい !)十分である !)課題が残されてい	১		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れてい !) 十分である !) 課題が残されてい			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部	3監査		
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1 2	<選択肢>) 特に力を入れて行 !) 十分に行っている i) 十分に行っていな!			

変更 簡所 変更 1 項目 変更的の記載 変更後の記載 提出時期 提出時期に係る説明								
令和1年6月27日	I 関連情報 ③システムの名称	福祉総合システム G-Trust、健康管理システム、総合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、総合宛名システム、中間サーバー	事後	見直しによる			
令和1年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	1万人以上10万人未滿 平成27年3月16日時点	1万人以上10万人未满 令和元年6月27日時点	事後	見直しによる			
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	500人未満 平成27年3月16日時点	500人未満 令和元年6月27時点	事後	見直しによる			
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策		追加	事後	新様式に伴う追加			
	り扱う事務 ②事務概要	予防接種法(銀和23年8月30日法律第89号)に 基づき、設今で定めるものについて、予防接種に より住民全体の免疫水塞を維持するとともに、予 防接種の豊田の一部も助成することにより、疾 病の発生予防を行っている。また、予防接種事 器の報告等の事務を行っている。また、予防接種事 器の報告等の事務を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人 と識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。の規定に違い、特定個 人情報ファイルを次の事務に利用する。 (以下「番号法」という。の規定に違い、特定 (以下)を表したり、の規定に違い、特定 (以下)を表したり、の規定に違い、特定 (以下)を表したり、の規定に違い、特定 (以下)を表したり、の規定に違い、特定 (以下)を表したり、の規定に違い、 の審査又は請求し対する応答 (4)統付の支給を受ける権利に係る周出等の受 選、届出等に係る事実の (4)統付の支給を受ける権利に係る周出等の受 選、届出等に係る事業の の基金又は請求し対する応答 (4)統付の支給を受ける権利に係る周出等の受 近、 (5)予防接種実費 徴収 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二 に基づいて各情報保存機関と中間サーバー、情報提供を 行う。	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種に基づき、政令で定めるものについて、予防接種に対け低を保め及水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防行でしている。大下・予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生がための事務を行っている。大下・予防接種、大切で、大切で、大切で、大切で、大切で、大切で、大切で、大切で、大切で、大切で	事後	見直しによる			
令和2年12月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】項番17、18、19	番号法第19条第7号、別表第二 [情報提供]項番16の2、115の2 [情報照会]項番17、18、19	事後	見直しによる			
幸和3年12月22日	I 間違情報 I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 要	予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファルを次の事務に利用する。(1)予防接種の実施及が接種原歴管理(2)予防接種の実施の信息が原理の単、請求に係る事実との事業又は解しません。(4)於付の支給を受ける化番利に係る原出等の受事業又は展出等対する応答(3)於付の支給を受ける化番利に係る原出等の受政事業又は展出等対する応答(5)予防接種。(5)新型化プルエンザ等対策特別措置法に基本移住接種・住民に対する予防接種に関する事務に関して、番号法別表第二による可とを情報保有機限と中間サーバー、元もの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機限と中間サーバー、行う。	予防接種法及び行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個 人情報アプイルを次の事務に利用する。 (1)予防接種の実施及び接種限歴管理 (2)予防接種の実施及び接種限歴管理 (2)予防接極の実施なが接種限度管理 (3)虧付の支給の前求の受理、請求に係る事実 の審査又は請求に対する広答 (4)虧付の支給の請求の受理、請求に係る事実 の審査又は請求に対する広答 (4)虧付の支給の請求の受理、請求に係る事実 の審査又は請求に対する広答 (6)虧付の支給の請求の受理、活体に係る事の 理、届出等に係る等実の審査又は循出等対する (5)予防接軽素費做 (6)新記センアルエンザ等対策特別措置法に基 プく特定技種・住民に対する予防接種に関する ・アクテン接種記録システム(VRS)へ予防接 提事務 ・アクテン接種記録システム(VRS)へ予防接 提到常者及び発行した接接等の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種等の色録を行う。 ・予防接の実施後に接種等からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証 関連の交付を介護性に対している情報の服会、提供を行う。 ・またいよの情報保育機関と中間サールドー、体 特提供ネットワークを介して情報の服会と提供を 行う。	事後	見直しによる			
令和3年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間 サーバー	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	見直しによる			
令和3年12月23日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】預集16の2、16の3、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報酬金】項番16の2、17、18、19、115の2 番号法別表第二の主務者令で定める事務及び 情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第 13条、第13条の2、第95条の2	事後	見直しによる			
令和3年12月23日	I 関連情報 4、情報提供ネットワークシス 予値を提供等報連携 ①法令上の根拠	審号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番16の2、115の2 【情報照金】項番17、18、19	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】預報1602、1603、11502 行政手帳における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法性別表第二の主務省 今定的心事務及び情報を変め命令 第12条 の2、第12条の2の2、第99条の2 行政手帳における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別を第二の主務省 令で定める事務及び情報を変第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令 第12条 の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の 2	事後	見直しによる			
令和3年12月23日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民安全部健康推進課	健康福祉部健康推進課	事後	見直しによる			
令和3年12月23日	II しきい値判断項目 1.対象人数	1万人以上10万人未满 令和元年6月27日時点	1万人以上10万人未滿 令和3年9月1日時点	事後	見直しによる			
令和3年12月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未滿 令和元年6月27時点	500人未満 令和3年9月1時点	事後	見直しによる			
令和3年12月23日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない	[]提供・移転しない 十分である	事後	見直しによる			
令和3年12月23日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一項番10・項番93の2 番号法第9条第1項別表第一項番10・項番93の2 番台対策に係る予防接種事務におけるワラナ境 種記録ンステムを用いた情報提供・開会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項別表第一項番10・項番93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第10条 第67条の2 番号法第19条 第69条 第2コーナウイルス感染 症対策に係る予防接種事務におけるワケテン接 程超録システムを用いた情報提・照金のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	見直しによる			